

上告受理申立書

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 金一、九〇〇、〇〇〇円
貼用印紙額 金 二九、八〇〇円

右当事者間の東京高裁平成一一年（行コ）第二五三号在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求控訴事件について二〇〇〇年一月八日に言い渡された判決（同日送達）は、全部不服であるので、上告受理を申し立てる。

上告受理申立
1,000,000
11
22

原判決の表示

主 文

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴人 []、控訴人 [] 及び控訴人 [] を除くその余の控訴人らの予備的請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 三 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 四 控訴人 []、控訴人 [] 及び控訴人 [] を除くその余の控訴人らのために、上告及び上告受理申立て期間に二週間を付加する。

上告受理申立ての趣旨

本件上告申立てを受理し、さらに相当の裁判を求める。

上告受理申立ての理由

追って上告受理申立て理由書を提出する。

附属書類

一、訴訟委任状

〔追完する〕

二〇〇〇年十一月二十二日

申立人ら代理人弁護士

喜田村

洋

一

同

林

陽

子

同

古

田

啓

昌

同

二

関

辰

郎

同

近

藤

健

太

最高裁判所 御中

当事者目録

神奈川県横浜市青葉区
申立人(控訴人)

長崎県長崎市
申立人(控訴人)

〒1002
10094
東京都千代田区紀尾井町三番二七号
剛堂会館三階

ミネルバ法律事務所(送達場所)

電話 〇三(五二一六)七七五五
ファクシミリ 〇三(五二一六)七七五一
申立人ら訴訟代理人弁護士 喜田村洋一
同 林陽子

〒1000
10005
千代田区丸の内一丁目一番三号
AIGビル

アンダーソン・毛利法律事務所

電話 〇三(三二一四)一三七一
ファクシミリ 〇三(三二一四)一五一八
同 古田啓昌
同 梅津立

〒107
10052
東京都港区赤坂二丁目一七番二二号
赤坂ツインタワー東館一三階
新東京法律事務所

電話 〇三(五五七〇)一二三四
ファクシミリ 〇三(五五七〇)二六二七
同 二 関辰郎

〒一六〇
〇〇二二
東京都新宿区新宿一丁目四番八号
新宿小川ビル六階

山根祥利法律事務所

電話

ファクシミリ

同

〇三(三三五〇)六一九一
〇三(三三五〇)六一九二

近藤 健太

〒一〇〇
〇〇一三
東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

相手方(被控訴人)

右代表者法務大臣

国 保岡 興治